### 岡山県ひとり親家庭

# 高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)

合格支援事業のご案内

岡山県では、高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)への合格を目指すひとり親家庭の方を支援します。<u>(福祉事務所を設置していない町</u>にお住いの方が対象です)

#### 高等学校卒業程度認定試験とは?

- 1. さまざまな理由により高校等を卒業していない方が、「高等学校卒業者と同等以上の学力がある」と認められるための試験です。
- 2. 文部科学省が実施しており、年2回(8月と11月)受けることができます。
- 3. 合格すると大学・短大・専門学校の受験資格が得られるとともに、**就職や 資格試験の受験に活用することができます**。

詳しくは文部科学省HPへ

http://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/shiken/



# どんな人が受けられるの?

◎ 16歳以上になる大学入学資格のない人

例えばこんな方におすすめです

看護師になるために、専門学校の受験資格がほしい!

高卒認定試験に合格して、もっといい条件の仕事につきたい!

## "高等学校卒業程度認定試験合格支援事業"とは?

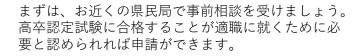
- 1. 高卒認定試験合格を目指す方が、民間の対策講座を受講される場合に、かかった費用の一部を支給する制度です。
- 2. 受講開始時に費用の30%、受講修了時に費用の40%、全科目合格時に 費用の20%を支給します。 (合計で最大15万円まで支給します)
- 3. ひとり親家庭の親だけでなく、子どもも対象です。

児童扶養手当の支給を受けている、またはそれと同等の所得水準 にあるひとり親家庭の

- ・20歳未満の子を扶養する親
- ・ひとり親に扶養されている25歳未満の子ども

(20歳以上25歳未満の子どもについては、合格時給付金のみ対象です)





給付金を受けるには、あらかじめ申請を行って対象 講座の指定を受けておくことが必要です。

受講開始時給付金

事前相談

講座の開始時に、**受講にかかった費用の30%** <u>(7万5千円まで)</u>を支給します。

修了時給付金

講座の修了時に、**受講にかかった費用の40%** (**開始時と併せて10万円まで**)を支給します。

高卒認定試験は年2回(8月と11月)です。 計画的に受験しましょう。

合格時給付金の支給には、受講修了時から2年以内 に全科目に合格することが条件ですが、2年を過ぎ ても試験を受けることはできます。(給付金は支給 されません)

合格

試験合格時に、受講にかかった費用の20%(開始 時・修了時と合わせて15万円まで)を支給します。

※ひとり親家庭の20歳以上25歳未満のお子さんは、合格時給付金のみ受けられます。



お近くの県民局福祉振興課 又は 岡山県子ども・福祉部子ども家庭課 (086-226-7349)

※この事業は、岡山県内の福祉事務所を設置していない町にお住まいの方を対象としています。